

機密表示 (極秘・秘の朱印)

機密表示 (極秘・秘の朱印)

秘密指定解除
公文書監理室

※ 総第 027842-002 号

符号表示
暗 (略) 平

※ 昭和 50 年 12 月 27 日 12 時 44 分 受付

(回覧番号) 電信案 (分類)

電信課長

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	※ 発電係 起案 昭和 50 年 12 月 27 日 起案者 是松 電話番号 2415
---	----	--

協議先

在 韓国 西山 大使 外務大臣 発
総領事

件名 旧軍人・軍属等遺骨引渡問題(日本側再呈示)

主管・文書記号 ア北	※ 1548 第 267 号	大至急 普通 (優先処理)
---------------	-------------------	------------------

往電 1547 号 別電
解決案

切/ 厚生省は、「1 年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしめるべく潜渡する」旨を野田閣の上、日本国内で遺骨リストを公表する。

転電 転送 在 釜山 田村 転報	大使 総領事 大至急	※ 転電番号 第 269 号 至急 (優先処理) 普通
------------------------	---------------	-----------------------------------

(※ 印欄内は電信課記入)

(昭和五〇・六・一 改正)

秘密指定解除

公文書監理室

—秘—

2

(再) 公示にあたり、厚生省は国券を通じて北朝鮮赤十字会にも同リストを通知し、返答引取りを希望する遺族につき調査方法を要する。

(再) 遺族が判明した場合、従来どおり正当な遺族であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。

(1) 再 これら遺骨に対して韓国政府が然るべき処置を行う。

(2) 再 将来遺族が判明した場合には、その居住地のいかんを問わず遺骨を引渡す。

例々 公示後1年を経過せるも遺族が判明しない、北朝鮮を本籍地とする者の遺骨は、北朝鮮側が引取りを希望するのであれば、日本—北朝鮮赤十字を通じて引渡す。(引取りを希望しない場合は引渡さず厚生省が保管する)。

釜山に搬送した。

17/